

第4回東大阪市地域公共交通会議

【協議第1号】

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア事業について

事業実施にいたる経緯

令和7年1月31日でAIオンデマンド乗合タクシー社会実験終了
(持続可能な交通手段となるか⇒収支改善が必要という評価)



- ・複数事業者に事業の継続を打診したが、継続不可
- ・一定の利用ニーズ
- ・市民等から、多数の要望



社会実験で得られた知見を活かし、持続可能な移動手段となる事業の実施を検討



第3回東大阪市地域公共交通活性化協議会を実施

「自家用有償旅客運送」の制度を用いて、市が主体となり、
AIオンデマンドシステム乗合交通を実施
(東大阪市交通マスタープラン(策定中)に位置付け)

東大阪市地域公共交通活性化協議会について

第3回東大阪市地域公共交通活性化協議会（令和7年3月28日）

東大阪市交通マスタープラン
（策定中）の地域公共交通計画編に載せる事業として協議

東大阪市交通マスタープラン
（策定中）へ位置付け

市が主体でAIオンデマンド
乗合交通を実施

事業名	【事業4】AI オンデマンド乗合交通の導入
目的	移動手段の選択肢を増やすことで有償での移動機会を増やし、公共交通全体の利用者をふやします。 またモビリティマネジメントにより効率的・経済的な移動を推進し、AI オンデマンド乗合交通と、タクシーなど他の公共交通を含めた最適な移動を促進します。 地域公共交通共有アプリ開発のためのデータ収集も合わせて行います。
事業の概要	①AI オンデマンド乗合交通の運行 【行政・交通】 AI オンデマンド乗合交通を、市東部地域を対象において社会実験にて運行します。社会実験を経て本格運行が可能と判断できる場合、本格運行を実施します。社会実験は令和7～9年度を予定しています。 ②モビリティマネジメントの実施 【行政】 AI オンデマンド乗合交通の普及を促進するとともに、タクシーなど他の公共交通機関を利用した効率的・経済的な移動を促進します。 ③配車アプリの改良 【行政・産業】 AI オンデマンド乗合交通とタクシーなど多様な移動手段を選択できるよう、開発事業者と連携し、アプリを改良します。
施策目標	【1】公共交通の利用者をふやす
関連する施策	【1】-②利用者の費用負担軽減 ・タクシー活用施策の検討
	【1】-④交通不便地の解消 ・自動運転グリーンスローモビリティ等、新技術・次世代モビリティ等の導入の検討
	【1】-⑤交通資源の維持・改善 ・自動運転グリーンスローモビリティ等、新技術・次世代モビリティ等の導入の検討

実施スケジュール	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
社会実験										
本格運行										
モビリティ マネジメントの実施										
配車アプリ改良・運用										

事業イメージ



乗客はスマートフォンや電話から乗車予約
AIによる決定

（出典：国土交通省資料）
◆AI オンデマンド乗合交通

（出典：東大阪市）
◆ライドシェア車両（イメージ）

地域公共交通会議における協議の必要性

道路運送法第78条2号の「自家用有償旅客運送」
の制度を用いて、市が主体となって事業を実施



「自家用有償旅客運送」の実施には道路運送法第
79条より国土交通大臣の登録が必要



登録にあたっては、事業内容について、東大阪市地
域公共交通会議で協議を調える必要がある

東大阪市版AIオンデマンド乗合ライドシェア事業 社会実験の概要

項目	内容
実施主体	東大阪市
根拠法令	道路運送法第78条第2号（自家用有償旅客運送）※事業者協力型 道路運送法施行規則第49条第1号（交通空白地有償運送）
協力事業者	大阪バス株式会社（運行管理、車両整備など）
期間	令和7年8月中（目標）～令和10年3月31日まで （利用状況により社会実験継続が困難な場合は事業を終了する場合あり）
運行区域	東大阪市、東部エリア（右図）
運行方式	設定した区域内で乗降場所を設定し、運行ルートは定めずシステムが自動生成した経路で運行する方式
配車方法	スマートフォンアプリ、電話
システム事業者	株式会社cicac
運行日時 運行時間	月～金曜日（祝休日及び年末年始12月29日～1月3日を除く） 9時～18時（うち1時間は休憩時間）
運行台数	電気自動車2台（日産リーフ 5人乗り）
運送する旅客の 範囲及び人数	地域住民等の利用者（乗合人数は1台につき、最大4人まで）
運賃	大人：500円 子供（小学生）：半額 未就学児：無料（同乗者1人につき1人無料、2人目からは子供料金） （人件費、保険料、運行管理費、燃料費等の実費の範囲内（道路運送法施行規則第51条の15））

■運行区域



■乗降スポット数 概ね100箇所で開始